

特定非営利活動法人八千代ボンズスポーツクラブスクール会員会則

(名称)

第1条 この会則は「特定非営利活動法人八千代ボンズスポーツクラブスクール会員会則」(以下「会則」という。)と称します。

(目的)

第2条 この会則は、特定非営利活動法人八千代ボンズスポーツクラブ(以下「クラブ」という。)定款第6条第1項に基づき会員の入退会や会費などに関する事項を定め、スクール会員の健康の保持増進とスポーツ活動の促進を図ることを目的とします。

(スクール会員)

第3条 会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催するスクール事業に参加する方をいいます。

(2) 会員の申込は、随時受け付けます。

(3) スクール活動に参加される方は、医師などから運動を制限されていない方とします。

(4) 活動中の様子(写真・映像)を広報誌などに掲載することをご了解して頂き、活動の発展にも賛同して頂ける方とします。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会員の会費は次のとおりです。

(1) 入会金及び年会費

① 入会金は、3000円とします。

② 年会費は、2400円とし年度途中の入会月から3月までの期間を月割りで計算します。

③ 入会金及び年会費は、新規入会及び継続時に所定の手続きを経てクラブに納入します。

④ 入会金には、クラブ支給のウェア代金が含まれています。

⑤ 入会金及び年会費は、NPO法人運営費に当てられます。

⑥ 入会金及び年会費は、原則として返金しません。

(2) 月会費

① 月会費は、スクール事業毎に異なります。

② 月会費の支払い方法は、月毎の口座振替となります。尚、入会時には入会当月を含む3か月分を入会金、年会費とともに一括して納入して頂きます。

(口座振替は、毎月1日に引き落としとなります。金融機関はゆうちょ銀行になります)

③ 月会費は、スクール活動の事業費に充てられます。

(休会・退会・住所変更等の事務費用・指導者謝金・施設利用料金・器具備品費用など)

第5条 会員は、次の事項に該当する場合は、事前に所定の手続きを行ってください。

(1) 休会

- ① 1ヶ月以上連続して欠席をする場合は、欠席する月の前月20日までに所定の休会届をクラブに提出してください。該当期間の月会費は、免除します。
- ② 休会期間から復帰をする場合は、当該月の会費を現金にて納入してください。
なお、復帰をする際は、クラブへ必ず連絡をしてください。
- ③ 2ヶ月以上無断で欠席した場合及び2ヶ月以上会費を滞納した場合は、退会したものとみなします。

(2) 退会

- ① 退会しようとする会員または会員の保護者は、20日までに退会届をクラブに提出してください。
- ② 既に納入された月会費は、原則返金しません。

(3) 住所変更など

- ① 会員の姓名・住所及び電話番号に変更が生じたときは、変更届を速やかにクラブに提出してください。(事故などが発生した場合、傷害保険の手続きに支障が生じる場合があります。)

(スポーツ保険)

第6条 各種スクールの利用に際しては、スポーツ保険の加入を行ってください。

- (1) クラブにおいてスポーツ安全保険の加入手続きができます。
- (2) 任意でスポーツ傷害保険に加入されている方はクラブでの加入の必要はありません。
- (3) スクール活動中の怪我及び事故については応急処置を行います。それ以上の責任をクラブが負う事はありません。